

2016年11月14日

特許第2委員会第5小委員会 裁定制度に関するアンケート

特許第1委員会委員各位

特許第2委員会委員各位

特許第2委員会

委員長 河瀬 博之

小委員長 成井 洋二

拝啓 貴社におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、特許第2委員会第5小委員会では本年度のテーマとして「裁定制度に関する検討」を取り上げ、裁定制度に関する提言を取りまとめたいと考えております。これにあたり、特許第1委員会および特許第2委員会の委員各位の所属企業に意見を求めたく、アンケートを実施することにいたしました。下記 URL からアンケート画面にアクセスしてご回答ください。アンケート結果は、上記提言を取りまとめた論説にのみ使用させていただきます。

なお、本メールを受信した委員以外の方が回答される際は、本メールを回答者の方まで転送して頂き、下記の URL からアンケート画面にアクセスしてください。

お忙しいところお手数と存じますが、2016年11月30日までにご回答いただけますよう、ご協力の程お願い申し上げます。

敬 具

●趣旨

我が国の特許法では、裁定といった行政処分によって強制的に設定される実施権である裁定通常実施権を設定する制度（以下、裁定制度）が存在し、当委員会では、この裁定制度について検討しています。

裁定制度とは、一定の要件が満たされた場合に、特許庁長官又は経済産業大臣の裁定によって、他人の特許発明等を、その特許権者等の同意を得ることなく、あるいは意に反して、第三者が実施する権利（強制実施権）を設定することができる制度です。

我が国では、特許法において、以下の 3 つの場合の裁定を規定しています。

- (1) 不実施の場合の通常実施権の設定の裁定……………特許 83 条
- (2) 利用関係の場合の通常実施権の設定の裁定……………特許 92 条
- (3) 公共の利益のための通常実施権の設定の裁定……………特許 93 条

しかし、裁定制度の運用の現状を見ると、これまで裁定が下された事例は 1 件もなく、特許発明の不実施の場合（特許 83 条）と利用関係に基づく場合（同 92 条）について裁定請求された例がわずかに存在しますが、いずれも請求が取り下げられており、現行の裁定制度は形骸化しているといわざるを得ません。

社会における裁定制度の利用ニーズがほとんどないというのであれば、非常手段である裁定制度に頼らなくても適正に特許制度を運用できていることを意味するため、裁定制度の形骸化を特段問題視する必要はありません。しかしながら、近年では、リサーチツール特許の問題（※1）、パテントトロール問題（※2）、標準必須特許の問題（※3）など、社会において特許制度に係る様々な懸念が高まる度に、裁定制度の利活用について議論されており、少なからず社会における利用ニーズがあるものと認識しています。

そこで、当小委員会では、裁定制度について改善の余地があるものと考え、本アンケート調査を通じて本問題に対する企業における実態を把握し、論説に反映させたいと考えています。

※1 汎用性が高く代替性の低い上流技術に関する特許権者等が、ライセンスを拒絶（又は高額なロイヤリティの支払い等を求める）する場合、結果として当該特許発明を使用できず、技術の進歩や産業の発展が阻害される問題。特に、遺伝子関連技術やリサーチツール等についての特許発明の利用が制限されると、当該分野における後続又は下流領域の研究開発活動に大きな影響が生じ得る。

※2 自ら製造・販売等の事業をせずに、特許権を利用して高額な和解金・ライセンス料を得ることを目的として特許権を取得して、権利行使する者（パテントトロール、PAE：Patent Assertion Entity）による問題。企業活動が大きく抑止される一方で、特許権者による製造販売等の事業が誘起されるわけではないことから産業の発達を阻害する恐れがあるとして問題視されている。

※3 標準必須特許の権利者の中にパテントプールに参加しない者がいる場合における特許の重畳化によるライセンス料の高額化の問題（アウトサイダー問題）や、標準規格が策定され普及した後に規格に取り込まれた標準必須特許の特許権者が権利を主張し、差し止めや高額な実施料を要求する問題（ホールドアップ問題）など。

(2) 現行の裁定制度の認識

Q2-1. 「裁定制度」のことを知っていましたか？

1. 制度について概ね知っている
2. 名前は聞いたことは有るが、内容は知らない
3. 名前も知らない

Q2-2. 上記 Q2-1. で「1. 制度について概ね知っている」または「2. 名前は聞いたことが有るが、内容は知らない」と回答された方に質問します。裁定制度の利用を検討したことがありますか？

1. 有る
2. 無い

Q2-3. 上記 Q2-2 で「1. 有る」と回答された方に質問します。どのような場合に裁定制度の利用を検討しましたか？（複数選択可）

1. リサーチツール特許などの汎用性の高い上流技術に関する特許の実施の必要があったとき
2. 標準規格の策定においてアウトサイダー（パテントプールに参加しない者）が標準必須特許の権利者となっていたとき
3. 標準規格が策定され普及した後に、規格に取り込まれた標準必須特許の特許権者が権利を主張し、差止や高額な実施料請求をされたとき
4. 標準必須特許以外で、業界で一般化された技術に関する特許の実施の必要があったとき
5. パテントトロールから権利行使を受けたとき
6. 製品全体に対する寄与度の低い特許であるにもかかわらず、製品全体の製造・販売の差し止めが請求されたとき
7. その他（ ）

Q2-4. 上記 Q2-2 で「2. 無い」と回答された方に質問します。なぜ裁定制度の利用を検討しなかったのですか？（複数選択可）

1. 裁定通常実施権が認められた事例が少ないため
2. 裁定通常実施権が認められるための要件が不明確であるため
3. 裁定通常実施権が認められるための要件が厳しいため
4. 裁定通常実施権が認められるまでに時間がかかるため
5. 裁定通常実施権が認められるまでの手続きが煩雑又は不明確であるため
6. （不実施の場合の裁定について）特許権者の実施状況が把握できないため
7. 特許権者に自社が特許権者の特許を実施しようとしていることが知られるため

(3) 現行の裁定制度の使い勝手と今後の裁定制度の在り方

Q3-1. 現行の裁定制度が形骸化している原因はどこにあると考えますか？（複数回答可）

1. 裁定通常実施権が認められるための要件が不明確であるため
2. 裁定通常実施権が認められるための要件が厳しいため
3. 裁定通常実施権が認められるまでに時間がかかるため
4. 裁定通常実施権が認められるまでの手続きが煩雑又は不明確であるため
5. (不実施の場合の裁定について) 特許権者の実施状況が把握できないため
6. 特許権者に自社が特許権者の特許を実施しようとしていることが知られるため
7. 裁定請求は侵害を自白したかのような印象があり訴訟などにおいて不利になる恐れがあるため
8. 他の手段（無効審判、ライセンス交渉等）によって対応可能であるため
9. 裁定通常実施権が認められなければいけないような状況が業務で生じないため
10. 現行の裁定制度における3つの場合の要件が、業務上のニーズに合わないため
11. 行政機関による裁定の判断の妥当性に疑問があるため
12. 裁定通常実施権が認められた場合の対価の額の予測ができないため
13. 裁定制度がよく知られていないため
14. その他（ ）

Q3-2. 現在の裁定制度では、通常実施権の設定の可否についての判断は以下の行政機関が行うことになっています。

- ・不実施：特許庁長官（経産省工業所有権審議会発明実施部会）
- ・利用関係：特許庁長官（経産省工業所有権審議会発明実施部会）
- ・公共の利益：経済産業大臣（経産省工業所有権審議会発明実施部会）

行政機関ではなく裁判所にて判断した方が好ましいのではないかといった意見もありますが、裁定制度における通常実施権の設定の可否の判断主体についてどのように考えますか？

1. このままで良い（行政機関）
2. 裁判所
3. 日本知的財産仲裁センター（※）
4. その他（どこに： ）
5. わからない

※ 知的財産に係る紛争を裁判によらずに調停、仲裁等により解決するために、ADR (Alternative Dispute Resolution：裁判外の紛争解決手段) 法に基づいて認証を受けた機関。

Q3-3. 現在の裁定制度をどのように改善すべきと考えますか？

1. 現在の裁定制度より裁定通常実施権が認められやすい方向に改善すべき
2. 現在の裁定制度より裁定通常実施権が認められ難い方向に改善すべき
3. このままで良い

Q3-4. Q3-3 で回答した理由を記載してください。

()